

11 交通

福祉乗車券・福祉乗車証の交付

身知精児

[内 容] 重度障がい者等に対して、交通機関の乗車券等を交付します。

[対 象 者] 下記の手帳を所持し、前年の所得が200万円未満の人

- ・身体障害者手帳：1～3級
- ・療育手帳：A
- ・精神障害者保健福祉手帳：1級
- ・被爆者健康手帳
- ・戦傷病者手帳

※上記の手帳を所持していなくても、70歳以上の方は高齢者乗車券の交付が受けられる場合があります。

[利用可能交通機関]

次の(1)(2)のいずれかの券種を交付します。※交付後に券種の交換はできません。

(1)福祉乗車券 (①～⑦のうち1券種)

- ①交通用福祉ICカード
- ②今宿姪浜線乗合バス回数乗車券
- ③タクシー助成券
- ④早良区大字西地区乗合タクシー回数乗車券
- ⑤曲淵線乗合タクシー回数乗車券
- ⑥市営渡船乗船引換券
- ⑦オンデマンド交通チョイソコふくおか乗車券 (期間限定)

(2)福祉乗車証(地下鉄無料パス)

[助成金額] 年間：市民税非課税者 12,000円／所得200万円未満 8,000円

※福祉乗車証は、福岡市地下鉄の乗車料金が無料となります。

※所得200万円以上の方は、交付はありません。

- ・対象者が18歳未満の場合は、対象者及びその監護者が属する世帯の合計所得が200万円以上の方
- ・給与所得、雑所得を有する場合は所得の合計額から10万円を控除した額が200万円以上の方

※福祉乗車証以外の券種は、申請月により、助成金額が変わります。

申請月		8～12月	1～3月	4～6月	7～9月
助成金額	市民税非課税	12,000円	9,000円	6,000円	3,000円
	所得200万円未満	8,000円	6,000円	4,000円	2,000円

[交付時期] 毎年8月1日から交付開始

※開始日が休日の場合は、その日後で直近の休日でない日から交付開始

[その他] ・福祉乗車券と福祉乗車証の併給は不可

・福祉乗車券のタクシー助成券と、福祉タクシー料金助成との併給は不可

[窓 口] 各区の福祉・介護保険課 (精神障がい者は各区の健康課) (P 3・4 参照)

福祉乗車券等郵送受付センター

電 話 0120-368-300 (通話無料)

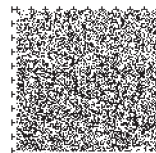
ファクス 0120-368-350 (問い合わせ専用)

時 間 平日の午前9時～午後5時まで

福祉タクシー料金の助成

身知精児

[内 容] 在宅の重度心身障がい児・者がタクシーを利用する際、そのタクシー代の一部を助成します (一般型：一乗車につき500円、ワゴン型：30分までの時間運賃分を助成)。交付枚数は、申請月によって異なります。(一般型：年間最大55枚、ワゴン型：年間最大48枚)



- [対象者] 18歳以上の障がい者の場合は、本人及びその配偶者が市民税非課税で、かつ次の障がい程度の人。18歳未満の障がい児の場合は、保護者の属する住民基本台帳上の世帯全員が市民税非課税で、かつ次の障がい程度の人。ただし、施設入所者・入院中の人は除きます。
- 1 視覚障がい1・2級の人
 - 2 下肢、体幹機能障がい、又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）1・2級の人
 - 3 内部障がい1・2級の人
 - 4 視覚障がい、肢体不自由（上肢、下肢・体幹）、内部障がい重複して総合2級以上で、かつ下肢又は体幹機能障がい3級の人
 - 5 療育手帳Aの人
 - 6 精神障害者保健福祉手帳1級の人
- [その他] 障がい者移送サービス及び福祉乗車券のタクシー助成券との併給は不可
 タクシー利用券を使用するときは、必ず身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を携帯し、利用券と一緒に提示してください。
- [窓 口] 各区の福祉・介護保険課(精神障がい者は各区の健康課) (P3・4参照)

障がい者移送サービス

身

- [内 容] 介護保険対象者のうち在宅の特定疾病障がい者が、通院などのためストレッチャー付タクシーを利用する際、タクシー代の一部を助成します。
- [対象者] 在宅の40歳から64歳までの身体障がい者で、介護保険法の特定疾病に該当する要介護度4及び5の人のうち、座位を保てない人（所得要件あり）
- [助成額] 利用券を年間4枚交付。1枚あたりの助成限度額は、所得に応じ850円～8,500円
- [その他] 福祉タクシー料金助成、高齢者の移送サービスとの併給は不可
- [窓 口] 各区の福祉・介護保険課 (P3参照)

タクシー料金の1割引制度

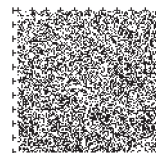
身知精児

- [内 容] 障がい者がタクシーを利用するときに、料金の1割を割引する制度です。乗車の際、乗務員に手帳を提示してください。
- [対象者] 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する人
 ※事業者によっては、割引が適用されない場合があります。
- [窓 口] 福岡市タクシー協会
 TEL(434)5100 FAX(434)5123

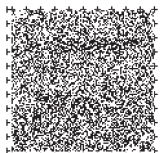
福岡市地下鉄料金の割引

身知精児

- [内 容] 障がい者が福岡市地下鉄を利用する場合、乗車運賃の一部が割引となります。
- [対象者] 半額割引 ①「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかを持っている人
 ②福岡市福祉乗車券等交付規則に定められている対象者（戦傷病者、原子爆弾被爆者、戦傷病者の介護者）
 ③次の人の介護者
 (1) 身体障害者手帳1～3級の人
 (2) 療育手帳Aの人
 (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の人
- ※上記に該当する障がい者1名につき介護者は1名
 ※小児については、小児料金の半額となります。(普通乗車券に限る)
 ※購入又は乗車中に手帳(又は、マイナポータルで連携したミライロID)をご提示頂く場合があります。
- [その他] 「福祉乗車証」を所持している人は、乗車運賃が無料となります。(P61参照)
- [窓 口] お客様サービスセンター(各種案内) TEL(734)7800 FAX(721)0754



11 交通



市営渡船運賃の割引

身知精

[内 容] 障がい者が市営渡船を利用する場合に、乗船運賃の全額又は一部が割引となります。乗船の際、窓口で手帳（又は、マイナポータルと連携したミライロID）を提示してください。

- [対 象 者] 全額割引 ①身体障害者手帳1級～3級、視覚障がい4級の1、内部障がい4級（ぼうこう・直腸機能障がいを除く。）で福岡市内居住の人
 ②福岡市発行の療育手帳Aの人
 ③精神障害者保健福祉手帳1級で福岡市内居住の人
- 半額割引 ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する人で上記以外の人
 ②身体障害者手帳1級～3級、視覚障がい4級の1、内部障がい4級（ぼうこう・直腸機能障がいを除く。）の人の介護者、療育手帳Aの人の介護者及び精神障害者保健福祉手帳1級の人の介護者
 ③12歳未満の者及び12歳以上の小学生で身体障害者手帳4級～6級の定期旅客者の介護者の定期運賃
 ④12歳未満の者及び12歳以上の小学生で療育手帳Bの定期旅客者の介護者の定期運賃
 ⑤12歳未満の者及び12歳以上の小学生で精神障害者保健福祉手帳2・3級の定期旅客者の介護者の定期運賃

[窓 口] 市営渡船の各旅客待合所

[お問合せ先] 博多旅客待合所 TEL(291)1084 FAX(272)3952

姪浜旅客待合所 TEL(881)8709 FAX(885)1022

J R九州（鉄道）

身知児

○＝障がい者割引適用可（5割引）

	第1種（身体障がい者・知的障がい者）						第2種（身体障がい者・知的障がい者）					
	障がい者が小児（12歳未満）			障がい者が大人（12歳以上）			障がい者が小児（12歳未満）			障がい者が大人（12歳以上）		
	本人 単独	介護者 本人	介護者 同伴 介護者	本人 単独	介護者 本人	介護者 同伴 介護者	本人 単独	介護者 本人	介護者 同伴 介護者	本人 単独	介護者 本人	介護者 同伴 介護者
普通乗車券	○注	○	○	○注	○	○	○注				○注	
普通回数乗車券		○	○		○	○						
定期乗車券			○		○	○			○			
普通急行券		○	○		○	○						

※ [注] については、片道101km以上利用の場合のみ適用します。

※乗車前、乗車券購入時に、窓口到手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に「第1種」または「第2種」の記載があるもの）をご呈示ください。

※第1種の障がい者（大人）が介護者と同伴で利用する場合で、100kmまでの区間を乗車するときは、券売機で小児の普通片道乗車券を購入し、利用することもできます。その際は、改札口等で係員に手帳を呈示し、普通乗車券の改札を受けてください。（自動改札機利用不可）

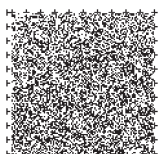
※乗降の際及び乗車中は、手帳を携帯し、係員の請求があったときはご呈示ください。

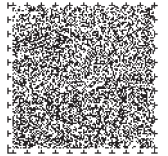
※介護者は、障がい者1人に対し、1人までです。介護能力があると認められる場合で、購入する乗車券の種類、区間、有効期間が障がい者と同一で、障がい者と同時に購入（使用）する場合のみ割引を適用します。

※通学定期乗車券を利用する場合は、大学生用を5割引します。

※介護者の定期乗車券については、介護者が通学定期乗車券の資格者であっても、通勤定期乗車券を発売します。

[お問合せ先] J R九州案内センター TEL0570-04-1717





JR九州バス

身知精児

○ = 5割の障がい者割引適用可 3割 = 3割の障がい者割引適用可

	第1種 (身体障がい者・知的障がい者)・精神障がい者1~2級				第2種 (身体障がい者・知的障がい者)・精神障がい者3級			
	障がい者が小児 (6歳以上12歳未満)		障がい者が大人 (12歳以上)		障がい者が小児 (6歳以上12歳未満)		障がい者が大人 (12歳以上)	
	本人	介護者	本人	介護者	本人	介護者	本人	介護者
普通乗車券 現金・ICカード	○	○	○	○	○	○注	○	○注
定期乗車券	3割	×	3割	3割	3割	×	3割	3割注

※「注」については、精神障がい者3級の人を除く。

※乗車前、乗車券購入時に、窓口到手帳を提示

※介護者は、障がい者1人に対し、1人まで。購入する乗車券の種類、区間、有効期間が障がい者と同一で、障がい者と同時に購入(使用)する場合のみ

※通学定期乗車券を利用する場合は、通学用を3割引

※介護者の定期乗車券については、介護者が通学定期の資格者であっても、通勤定期を発売

※高速バスの割引に関しては、お問合せください

【お問合せ先】 JR九州バス博多支店 TEL(641)0500

JR九州バス本社 TEL(642)8121 (月~金9:00~18:00)

〈第1種・第2種の区分〉

第1種身体障がい者…視覚1級~3級及び4級の一部、聴覚2級・3級、肢体1級及び2級・3級の一部、心臓・じん臓・呼吸器・小腸1級・3級・4級、免疫・肝臓の機能障がい1~4級、ぼうこう・直腸1級及び3級

第2種身体障がい者…「第1種身体障がい者」を除くその他の身体障がい者

第1種知的障がい者…療育手帳A1~A3の保持者

第2種知的障がい者…療育手帳B1~B2の保持者

西鉄電車 (天神大牟田線・貝塚線)

身知精児

○ = 障がい者割引適用可 (5割引)

	第1種 (身体障がい者・知的障がい者)・精神障がい者1級				第2種 (身体障がい者・知的障がい者)・精神障がい者2~3級			
	障がい者が小児 (12歳未満)		障がい者が大人 (12歳以上)		障がい者が小児 (12歳未満)		障がい者が大人 (12歳以上)	
	本人	介護者	本人	介護者	本人	介護者	本人	介護者
普通乗車券・回数乗車券	○	○	○	○	○	×	○	×
定期乗車券	×	○注	○	○注	×	○注	×	×

※「注」については、大人通勤定期に限り5割引

※乗車券購入時に手帳または「マイナポータル」と連携がなされている「ミライロID」を提示する。(障がい者用nimocaを改札機にタッチして利用する場合、手帳の提示は必要なし)

※手帳は常に携帯し、係員から請求があればご提示ください。

※小児定期乗車券については、障がい者割引なし

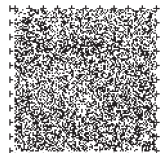
※介護者は、障がい者1人に対し1人まで。介護能力があると認められる場合で、購入する乗車券の種類、乗車区間、有効期間が障がい者と同一で、障がい者と同時に購入(使用)する場合のみ

※定期乗車券については、介護者が通学定期の資格者であっても、大人通勤定期を発売

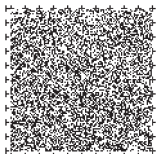
※介護者の定期乗車券は、障がい者の介護時のみ使用可(単独でご乗車の時は普通運賃となります。)

【お問合せ先】 西鉄お客さまセンター TEL 050-3616-2150

(一部ご利用いただけない電話がございます。
その際は0570-00-1010をご利用ください。)



11 交通



西鉄バス

身知精児

○ = 5割の障がい者割引適用可

	第1種(身体障がい者・知的障がい者)・精神障がい者1級				第2種(身体障がい者・知的障がい者)・精神障がい者2~3級			
	障がい者が小児 (6歳以上12歳未満)		障がい者が大人 (12歳以上)		障がい者が小児 (6歳以上12歳未満)		障がい者が大人 (12歳以上)	
	本人	介護者	本人	介護者	本人	介護者	本人	介護者
普通乗車券・現金・ICカード	○	○	○	○	○	×	○	×
定期乗車券	×	○注	○	○注	×	○注	○	×

- ※「注」については、大人通勤定期に限り5割引
- ※降車時ICカードのタッチ前に、もしくは乗車券購入時に手帳を提示する。
- ※マイナポータルと連携したミライロIDアプリのご提示でも割引可
- ※但し、マイナポータルと連携していない、スマートフォンの不具合で画面の提示ができない等の場合は手帳をご提示ください。
- ※小児定期乗車券については、障がい者割引なし
- ※介護者は、障がい者1人に対し1人まで。介護能力があると認められる6歳以上の者で、購入する乗車券の種類、区間、適用期間が障がい者と同一で、障がい者と同時に購入(使用)する場合のみ
- ※定期乗車券については、介護者が通学定期の資格者であっても、大人通勤定期を発売
- ※介護者の定期乗車券は、障がい者の介護時のみ使用可(単独でご乗車の時は普通運賃となります。)
- ※障がい者用nimoca以外は、バスを降りる際にお客様の手帳提示により、割引処理を行う。
- ※高速バスは一部対象路線のみ適用
- 【お問合せ先】西鉄お客さまセンター TEL 050-3616-2150
(一部ご利用いただけない電話がございます。その際は0570-00-1010をご利用ください。)

昭和バス

身知精児

	障がい者(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)が小児(12歳未満)		障がい者(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)が大人(12歳以上)	
	本人	介護者	本人	介護者
普通乗車券・回数乗車券・現金・ICカード	○(5割引)	○(5割引)	○(5割引)	○(5割引)
定期乗車券	×	○(3割引)	○(3割引)	○(3割引)

○ = 障がい者割引適用可 () = 割引率

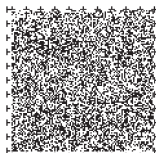
- ※降車時もしくは乗車券購入時に手帳を提示する。(障がい者用nimocaで利用の時は、手帳の提示は必要なし)
- ※大人・小児、また1種・2種に関わらず、介護者が必要と認められる場合は、介護者も割引適用
- ※小児定期乗車券については、障がい者割引なし
- ※定期乗車券については、介護者が通学定期の資格者であっても、通勤定期を発売
- ※障がい者用nimoca以外は、バスを降りる際にお客様の手帳提示により、割引処理を行う。
- 【お問合せ先】昭和自動車 TEL 0955-74-1114

航空

身知精児

会社名	日本航空、全日本空輸、スカイマークエアラインズ等		
区間	定期航空路線の国内線全区間		
割引対象	身体障害者手帳(1種・2種)	本人(12歳以上)及び介護者1名 ※本人が12歳未満の場合は小児割引のみ適用されます。 ※2種は一部の航空会社で取り扱っていない場合があります。	
	療育手帳(1種・2種)		
	戦傷病者(1種・2種)		
	精神保健福祉手帳		
割引率	航空会社によって異なります。		
利用方法	航空券販売窓口で手帳を提示してください。		

※割引率・手続き等の詳細については、各航空会社へおたずねください。



■おことわり■

交通運賃の割引につきましては、各々の会社の定めに基づき実施されています。割引率に関わらない最低運賃の規定や、幼児・乳児が利用する際の割引規定等、詳細につきましては各駅・バスセンター等の窓口や乗務員にご確認ください。また、この冊子には、福岡市内にお住まいの人が通常かなりの頻度で利用すると考えられる交通機関について取り上げ、紹介しています。ここには記載されていない交通機関(例:筑豊鉄道・甘木鉄道・堀川バス・九州産交バス等)におきましても、それぞれの会社の定めに基づいた割引が実施されていますので、ご利用の際、窓口や乗務員にお尋ねください。

有料道路

身知児

有料道路の割引につきましては各道路管理者の定めに基づき実施されていますが、利用者の利便性を高めるため、各区の福祉・介護保険課で手続きをしています。割引の詳細やご不明な点があれば各道路管理者へお尋ねください。

■主なお問合せ先■

- ・西日本高速道路株式会社 TEL(260)6111 (代表) (九州自動車道、大分自動車道 等)
- ・福岡北九州高速道路公社(福岡都市高速 TEL(631)0122・北九州都市高速 TEL093(922)6811)
- ・福岡県道路公社 TEL(641)0103 (福岡前原道路)
- ・有料道路ETC割引登録係 TEL045(477)1233

事業主体名	東／中／西日本高速道路株式会社、地方道路公社(福岡北九州高速道路公社等)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、道路管理者	
区 間	上記の道路管理者の管理する「有料道路」	
障がい者の割引対象	身体障害者手帳又は療育手帳のAを持っている人で、 ①本人又はその親族等が所有する車両を身体障がい者本人が運転する場合 ②本人又はその親族等(左記の方が所有していない場合は、障がい者本人を継続して日常的に介護している方)が所有する車両に重度の身体障がい者(1種)又は、重度の知的障がい者(A)を乗せて介護者が運転する場合 ※事前登録できる車は障がい者1人につき1台に限り、営業用の車は登録できません。 ※割引には有効期限があります。	
割 引 率	約50%	
手続・窓口	【事前に登録が必要です】 ・身体障害者手帳又は療育手帳・免許証(ご本人運転をご希望でかつ「新規」申し込みの場合)・車検証又は軽自動車届出済証(原本) ※登録される車の車検証の所有者欄がローン会社やリース会社名義になっている場合は、割賦契約書または長期リース契約書の提示が必要となります。 【※ETC利用の場合、以下も必要】 ・ETCカード(「新規」申し込み又は「変更」「更新」手続きで前回申請から変更がある場合。なお、障がい者ご本人名義のものに限り、ただし未成年の重度障がい者の方がご本人以外の方の運転による割引の適用を受け、かつご本人の運転による割引の適用	を受けない場合に限り、親権者又は後見人名義のものも対象になります。) ・ETC車載器セットアップ申込書又は証明書(「新規」申し込み又は「変更」「更新」手続きで前回申請から変更がある場合。) 以上を持参し、各区福祉・介護保険課で手帳に有料道路割引シールの貼付を受けてください。 また、ETC利用の場合は、手帳への手続の他に事前に有料道路事業者への登録申込が必要となります。 区の窓口で「ETC利用対象者証明書」を発行しますので、専用封筒に84円切手を貼付の上、有料道路ETC割引登録係宛に郵送してください。
利用方法	高速道路をご利用の際は必ず手帳の携帯をお願いいたします。 料金所で係員又は料金精算機等に有料道路割引シールの貼付された手帳のページを呈示し料金を支払います。または、株式会社ミライオが提供する障害者手帳アプリ「ミライオID」をご呈示いただくことで、手帳の呈示の代わりにすることが可能です(※有料道路でのミライオIDご利用の場合、マイナポータルとの連携が必要です。アプリの操作はお客様ご自身で行っていただきます。)。どのような場合でも、ETC無線走行でないお客さまは手帳、またはミライオIDの呈示がないと割引の対象になりません。ETCをご利用のお客さまは事前に登録された車両・ETCカード・ETC車載器でETCレーンを無線走行した場合に割引されます。ミライオIDの使用が可能となる高速道路と、ETCノンストップ走行が可能な料金所については、各道路管理者に確認してください。ミライオIDのご利用に必要な手続きや利用方法等の詳細につきましては、ミライオIDヘルプセンター(https://help.mirairo-id.jp/hc/ja)からご確認又はお問い合わせください。その他の詳細についてはNEXCO西日本ホームページ(https://www.w-nexco.co.jp/disabled/)をご確認ください。 ※令和5年3月27日より割引制度が一部変更しております。 これまで事前登録された自家用車に限り本割引の適用対象としておりましたが、自家用車をお持ちでない方が知人の車やレンタカーを利用する場合や、介護が必要な重度の障がい者の方がタクシーを利用する場合など事前登録がない自動車も新たに割引の適用対象となりました。 なお、自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きが必要です。あわせて、これまで各役所・福祉担当窓口で行っていた事前登録手続きについて、自家用車を事前登録のうえETC利用申請される方を対象に、新たにオンライン申請を導入しました。ご利用前に必ずホームページでご確認をお願いいたします。	

